

入院して高額な医療費を払わなければならなくなったら…

国民健康保険・老人保健に加入している方へ

病院に入院し、治療を受けると、高額な医療費を支払わなければならないことがあります。そこで、入院した時の病院窓口での支払いを「自己負担限度額」までとする制度があります。ただし、この制度を利用するには、病院窓口で「限度額適用認定証」を提示する必要があります。

※保険料に滞納があると限度額適用認定が受けられませんのでご注意ください。

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【83,400円】
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 【24,600円】

※【 】内の金額は、多数該当（過去12か月の間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する）の場合の自己負担限度額

70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

※【 】内の金額は、多数該当（過去12か月の間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する）の場合の自己負担限度額

低所得者（住民税非課税世帯）の方は入院中の食事代が減額されます

病院に入院したときの食事代は、1食あたり下記の標準負担額を自己負担することになります。また、所得の低い方については、食事代の負担額が軽減されます。ただし、食事の減額を受けるには、病院窓口で「標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。

入院時食事代の標準負担額（自己負担額）

所得区分	自己負担額	
一般	1食 260円	
低所得者 (住民税非課税世帯) (70歳以上の方は低所得Ⅱ)	90日までの入院	1食 210円
	90日を超える入院	1食 160円
70歳以上で低所得Ⅰの方（年金収入80万円以下等）	1食 100円	

すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は…

◎有効期限 7月31日

※毎年、加入者（およびその世帯）の所得で所得区分を判定する必要があります。

◎8月1日以降引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方

→再度、「限度額適用・標準負担額減額認定申請」を行ってください。

問北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 ☎72-3334